

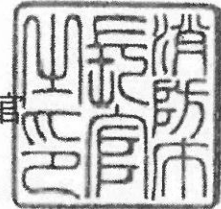


消 防 指 第 4 2 号

平 成 2 8 年 4 月 2 2 日

埼玉西部消防組合管理者 殿

消 防 庁 長 官



平成28年度（当初）消防防災施設整備費補助金交付決定通知書

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日付法律第179号）第6条第1項の規定により、平成28年4月12日付け埼玉西消警第7号で申請のあった平成28年度（当初）消防防災施設整備費補助金（以下「施設補助金」という。）を交付することを決定したので、同法第8条の規定により下記のとおり通知する。

記

- 1 施設補助金の交付の対象となる事業の内容、基準額及び補助金額は、交付申請書の記載のとおりとする。
- 2 施設補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

金 2, 6 9 3 千 円

- 3 補助事業者は、施設補助金に関する法令及び消防防災施設整備費補助金交付要綱（平成14年4月1日消防消第69号）に従うものであること。
- 4 なお、平成28年度予算については、「平成28年度予算の早期実施について」（平成28年4月5日総財務第73号総務大臣通知）において、早期執行に係る適切な対応を要請しているところであるが、本補助金についても、同通知の趣旨を踏まえ、早期の事業執行が図られるよう積極的に取り組まれない。